

令和6年度
秋田市職員採用試験受験案内書

職務経験者

秋田市が職務経験者採用において求める職員像

- 秋田市を取り巻く情勢の変化や、多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民満足度の向上をとことん追求できる職員
- 解決が困難な課題であっても、率先して果敢に取り組むタフな精神力を持つ職員
- 厳しい財政状況を踏まえ、的確な判断と迅速な行動により、コストパフォーマンスに優れた行政サービスを提供できる職員

- 受付期間 令和6年6月24日(月)～7月5日(金)
※土曜日および日曜日を除きます。
※郵送の場合、7月5日(金)までの消印有効です。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 第1次試験 令和6年7月28日(日)
- 試験会場 秋田県社会福祉会館

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	3人	市の事業・サービス全般における一般行政事務
行政 (デジタル対応)	1人	A I や I o T 等の I C T を利活用した市民サービスの向上や、行政 手続のオンライン化、キャッシュレス化による行政運営の効率化等 (行政職としての採用であるため、市の事業・サービス全般にお ける一般行政事務に従事します。)
土木	2人	土木工事における企画立案・工事の設計・工事監督業務等

2 受験資格 次の要件・資格を全て満たすかた

※職務経験者／移住定住枠は、受験資格が異なります。各受験案内書でご確認ください。

(1) 昭和50年4月2日以降に生まれたかた

(2) 民間企業等(※1)での職務経験(※2)があり、その年数が直近7年中(平成29年4月1日から令和6年6月30日まで)に通算して5年以上あるかた

※1 「民間企業等」には、会社員、公務員、自営業等としての職歴および青年海外協力隊等としての活動経験(独立行政法人国際協力機構(JICA)が継続して行うもので、証明可能なものに限る。)が該当します。

※2 「職務経験」は、次のア、イ、ウ、エ全てを満たす職歴のみ該当するものとします。

ア 同一の民間企業等において週29時間以上の勤務を、令和6年6月30日までに2年以上継続している職歴が対象となります(1社で継続して2年未満の勤務年数の職歴は、他社の職歴と通算して2年以上継続していても、職務経験に該当しません。また、1か月以上の雇用中断期間等がある場合は、その前後の雇用期間は継続していると見なしません)。

イ 平成29年3月31日以前から2年以上継続している職歴について、職務経験として該当するのは平成29年4月1日から令和6年6月30日までの期間内の年数のみとします。

例. A社で平成25年4月1日から平成30年3月31日まで勤務

→勤務年数は5年ですが、該当するのは平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年

ウ 行政（デジタル対応）・土木の試験区分について、職務経験として該当するのは各試験区分ごとに下表の業務に係る職歴とします。

試験区分	業務内容
行政 (デジタル対応)	ICT関連（システム開発・構築・運用・保守、AIやIoT、ICTを活用した事業の企画・営業・コンサルタント、システム運用業者への指導、技術相談等）の業務
土木	土木工事の企画立案・設計・工事監督
※工事監督と関係のない現場作業等は、職務経験に該当しません。	

エ 休業等（出産・育児・介護に係るものを除く。）で実際に勤務に従事しなかった期間が連続して30日以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その期間は職務経験年数から除きます（当該休業等の期間の有無は、後日職歴証明書により確認します）。

◆次のいずれかに該当する場合は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 試験日時

集 合	試 験 区 分	試 験 種 目	試 験 時 間
令和6年7月28日(日) 9時40分	共 通	基礎能力検査	10時00分～11時10分

(2) 試験方法

試験区分	試 験 種 目	試 験 の 内 容 (出 題 分 野)	試験形式・時間
共通	基礎能力検査	言語的理解力や数的処理能力、論理的思考能力	択一式・70分

(3) 試験会場

■ 秋田県社会福祉会館（秋田県秋田市旭北栄町1-5）

※ 試験会場は秋田会場のみとなります。

※ 試験会場敷地内への自家用車の乗入れを禁止します。

(4) 第1次試験合格者の発表

令和6年8月13日（火）に受験番号を市本庁舎掲示場（1階正面出入口）および秋田市ホームページに掲載するほか、合格者には文書で通知します。

※ 秋田市ホームページ「職員採用情報」のアドレス

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/index.html>

4 第2次試験

(1) 試験方法

第1次試験の合格者全員について、適性検査および面接試験を行います。また、土木の受験者について、専門試験を実施します。

試験区分	試験種目	試験の内容(出題分野)	試験形式・時間
土木	専門試験	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工	択一式・90分

(2) 試験日

令和6年9月下旬（日時については、第1次試験合格者に文書で通知します。）

(3) 第2次試験合格者の発表

令和6年10月中旬に文書で通知します。

5 第3次試験

(1) 試験方法

第2次試験の合格者について、面接試験を行います。

(2) 試験日

令和6年10月下旬（日時については、第2次試験の合格者に文書で通知します。）

6 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用しないことがあります。

7 最終合格発表

令和6年10月下旬に文書で通知します。

8 試験結果の開示

試験の結果については、口頭による開示請求ができます。受験者本人が受験票を持参の上、人事課に直接お越しください。なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです（土・日・祝日等を除く。）。

開示請求できるかた	開示内容	開示期間
第1次試験の不合格者	基礎能力検査の得点および順位、第1次試験の総合評価	第1次試験合格発表の日から1か月間
第2次試験の不合格者	基礎能力検査又は専門試験の得点および順位、第1・2次試験の総合評価	第2次試験合格発表の日から1か月間
第3次試験の受験者	基礎能力検査又は専門試験の得点および順位、第1・2・3次試験の総合評価	最終合格発表の日から1か月間

9 合格から採用まで

(1) 最終合格者の採用は、令和7年4月1日付けとなります。

職種によっては、最終合格のほかに補欠合格を決定する場合があります。補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、最終合格者の辞退等により欠員が生じた場合、成績順に採用を決定します。

なお、補欠合格者名簿は令和7年2月末日まで有効です。

(2) 採用時に職歴証明書の提出が必要となります。

- (3) 採用された場合は、給料（初任給は秋田市職員給与条例等に基づき、学歴および職歴等を換算して決定します。）のほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当等が給与規定により支給されます。

例：令和7年4月1日現在の年齢が30歳で、大学卒業後に民間企業等での経験年数が8年に達する見込みのかたについては、初任給が23万円前後になりますが、経験した職種によって月額が異なる場合があります。

※ 条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めるところによります。

10 申込み手続および受付期間等

(1) 申込み手続

■ 提出書類

秋田市職員採用試験（職務経験者）受験申込書、受験票およびエントリーシート

■ 受験申込書等記入要領

- ・ ※印欄以外の必要箇所にもれなく記入し、該当事項は○で囲んでください。
- ・ 受験申込書を自書する場合は、黒のボールペンを用いて丁寧に書いてください。
- ・ 職歴欄には、受験資格に掲げる全ての職務上の経験を最近のものから順に記入してください。職歴欄が不足する場合は、任意の様式に別紙として記入しても構いません。
- ・ 受験申込書裏面の職歴欄および受験票裏面の郵便はがき宛先部分も忘れずに記入して、切り離して提出してください。また、はがきには、必ず63円分の切手を貼ってください。
- ・ エントリーシートについては、自書したもの又は秋田市ホームページで公開しているエクセルファイルに入力したものを提出してください。

■ 申込み

- ・ 郵送する場合は、封筒の表面に赤字で「職務経験者採用試験受験申込書在中」と書き、特定記録郵便又は簡易書留郵便で送ってください。普通郵便での事故には対応できません。

※ 2つ以上の試験区分の申込みはできません。また、申込み受付後は、今年度市が実施する他の採用試験（障がい者を対象とした採用試験を除く。）の申込みはできませんのでご注意ください。

(2) 受付期間

土・日曜日を除き、令和6年6月24日（月）から7月5日（金）までで、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。郵送の場合は、令和6年7月5日（金）付けの消印まで有効です。

(3) 受験票の交付

受験票は、受付期間終了後に郵送で交付します。なお、令和6年7月16日（火）まで受験票が届かない場合は、人事課にお問い合わせください。

(4) 秋田市電子申請・届出サービスから申し込む場合

画面上の受験申込書に入力し、申込内容を確認した上で令和6年7月5日（金）午後5時15分までに送信してください。7月16日（火）までに受験票のダウンロード通知が届かない場合は、人事課にお問い合わせください。

詳細については、別紙「電子申請・届出サービスによる受験申込について」を参照してください。

問 い 合 わ せ
申 込 書 提 出 先

秋田市総務部人事課（本庁舎4階）
〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1
TEL 018-888-5429
E-mail ro-gnps@city.akita.lg.jp